

■開示請求する保有個人情報の特定に係る文例について

◎労働基準監督署の労災給付にかかる調査内容を確認したい場合

労働基準監督署が労災給付の決定を行う際、複雑な事案などで調査を実施したときは、調査結果をとりまとめた「調査結果復命書」を作成しますので、それを開示請求していただくこととなります。

(後遺障害の程度を認定するための復命書)

令和〇年〇月〇日付で、〇〇労働基準監督署長が、私の障害（補償）給付の障害等級決定を行った際に同署で作成された調査結果復命書（添付書類が必要な場合は「及び添付書類」と追記）

(労働者（故人）の労災請求に対する労災給付の決定に関わる復命書)

私の亡夫〇〇〇〇の石綿による疾病に関わる労災請求に対して、〇〇労働基準監督署長が業務上と決定する際に同署で作成された調査結果復命書及び添付書類

(労働者の疾病（例:精神障害）の労災請求に対する労災給付の決定に関わる復命書)

私の精神障害に関わる労災請求に対して、〇〇労働基準監督署長が業務上と決定する際に同署で作成された調査結果復命書及び添付書類

◎休業（補償）給付に係る給付基礎日額決定に至る関係書類の内容を確認したい場合

(休業（補償）給付支給請求書及び休業支給決定決議書)

令和〇年〇月〇日に私が負傷した労働災害の件で、私が〇〇労働基準監督署に提出した休業補償給付支給請求書（平均賃金算定内訳書を含む。）と同署が決定の際に作成した支給・不支給決定決議書

◎労災指定医療機関の病院から北海道労働局に費用請求がなされた分の診療費請求内訳書（レセプト）を確認したい場合

開示請求できるのは、北海道内の労災指定医療機関の病院から北海道労働局に費用請求がなされた分の診療費請求内訳書（レセプト）であり、北海道外の労災指定医療機関で治療した場合には、その病院を管轄する労働局に開示請求をしていただくこととなります。

なお、診療費請求内訳書（レセプト）の開示請求は、診療費請求内訳書（レセプト）が属する年度毎に開示請求書と手数料が必要となりますのでご注意ください。

また、労災指定医療機関以外の病院で治療を行い、労働基準監督署に「療養給付たる療養の費用請求書」を提出して療養の費用の支給を受けている場合は、労働局に診療費請求内訳書（レセプト）は存在しませんのでご注意ください。

(労災指定医療機関の病院の診療費請求内訳書)

私が令和〇年〇月〇日に業務中に負傷した件について、北海道内の労災指定病院（病院名がわかる場合は記載し、複数ある場合は主要な病院名に加えて「他」と記載）から送付された診療費請求内訳書（レセプト）
(令和〇年度分)

(薬剤費分も必要な場合)

私が令和〇年〇月〇日に業務中に負傷した件について、北海道内の労災指定病院（病院名の記載の仕方については上記に同じ。）及び労災指定薬局（薬局名については上記病院名の記載の仕方と同じ。）から送付された診療費請求内訳書（レセプト）及び薬剤費請求内訳書（レセプト）（令和〇年度分：年度指定ができない場合は令和〇年〇月～同年〇月受診分と記載）

◎請求人が負傷した労働災害について、労働基準監督署が災害の状況や原因の調査を行った結果を取りまとめた関係書類の内容を確認したい場合

労働災害を契機として、労働基準監督署の職員が事業場に対する調査を行い、その結果を取りまとめた行政文書としては、一般的に災害調査復命書と災害時監督復命書があります。

二つの文書の違いは、前者が死亡災害又は重篤な労働災害が発生した場合に、同種の労働災害の再発を防止するために作成されるもの、後者は労働者死傷病報告等に基づき、事業主に何らかの労働安全衛生法令等違反があると想定される場合に、法令違反を是正させるために作成されるものということになります。

また、労働災害発生の有無に関わりなく、或いは労働災害が発生したとしても、災害の程度が災害調査を行うほど重篤とは言えない場合、事業場に対して安全衛生に関する調査・指導を行ったときに、その結果を取りまとめた行政文書として「安全衛生指導復命書」があります。

(災害調査復命書)

私が令和〇年〇月〇日に勤務先で負傷して6カ月以上休業した件について、〇〇労働基準監督署が災害発生状況や発生原因の調査を行い、その結果等を取りまとめた災害調査復命書及び添付書類（勤務先の会社名：〇〇株式会社）

(災害時監督復命書)

私が令和〇年〇月〇日に負傷した労働災害の件で、〇〇労働基準監督署が勤務先への臨検を通して把握した安全管理上の問題点について、改善指導を行った結果を取りまとめた災害時監督復命書及び添付書類（勤務先の会社名：〇〇株式会社）

(安全衛生指導復命書)

私が令和〇年〇月〇日にメンタル疾患を発症した件で、〇〇労働基準監督署が勤務先への調査を通して把握した労働衛生管理体制上の問題点について、改善指導を行った結果を取りまとめた安全衛生指導復命書及び添付書類（勤務先の会社名：〇〇株式会社）

◎請求人が負傷した労働災害について、勤務先の会社が労働基準監督署に報告した内容を確認したい場合

職場や出張先で発生した労働者の負傷や疾病に係る事案について、負傷や疾病が休業（見込みを含む）を伴うような程度である場合には、勤務先の会社は労働基準監督署長に発生状況に関わる報告（労働者死傷病報告）を行なうことが義務付けられていますので、報告された文書を開示請求していただくこととなります。

(労働者死傷病報告)

私が令和〇年〇月〇日に業務中の負傷により休業した件について、勤務先の会社が〇〇労働基準監督署長宛に提出した労働者死傷病報告（勤務先の会社名：〇〇株式会社〇〇支店）

◎請求人が勤務する会社の労働時間等労働条件のことで、労働基準監督署へ申告したことにより、同監督署が対象事業場へ行った処理内容等を確認したい場合

労働基準関係法令では、労働者が会社に同法令の違反があると判断した場合には、労働基準監督官に申告することが出来るとしています。監督官は申告を受けて、会社への臨検により是正指導等を行った場合に「申告処理台帳」が作成されていますので、それを開示請求していただくこととなります。

(申告処理台帳)

令和〇年〇月頃、私が勤務する会社の労働時間のことで、〇〇労働基準監督署へ申告した結果、同監督署で作成された申告処理台帳・続紙、添付資料（勤務先の会社名：〇〇株式会社〇〇支店）

◎請求人が北海道労働局や労働基準監督署の総合労働相談コーナーで相談した内容を確認したい場合

法令の簡単な説明などで終了した場合以外は、「労働相談票」という行政文書を作成していますので、それを開示請求していただくこととなります。

(労働相談票)

令和〇年〇月から同年〇月にかけて、私が〇〇労働基準監督署の総合労働相談コーナーにおいて、労働条件に関する相談を行った際に作成された労働相談票及び添付書類

◎請求人が北海道労働局の助言・指導やあっせんによって、事業場との個別紛争の解決を進めた時の内容を確認したい場合

法違反となる出来事以外の労使間での個別紛争（配置転換、ハラスメント等）について、紛争の解決を図る制度としては、北海道労働局長による助言・指導、紛争調整委員会の構成員である労働問題に関する専門委員が行うあっせんがあります。

二つの制度の違いは、助言・指導が紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆して紛争当事者の話し合いによる自主的解決を図ろうとするもの、あっせんが双方の主張を聞き、問題点を整理しながら紛争当事者間での自主的解決が図られるよう調整を行い、解決の合意（和解契約）を得ようとするものとなります。

(助言・指導処理票)

私と事業場との間で生じた雇用期間満了による雇止めを巡る紛争解決のため、令和〇年〇月頃、北海道労働局から事業場に対して行われた助言・指導の内容を記録した助言・指導処理票（申出票を含む。）

(あっせん処理票)

私と事業場との間で生じた物品の損傷による損害賠償に係る紛争解決のため、令和〇年〇月頃から同年〇月頃にかけてあっせん委員により行われたあっせんの内容を記録したあっせん処理票（申請書を含む。）

◎請求人が求職活動を行うのに、公共職業安定所において職業相談を行ったときの記録を確認したい場合

(職業相談記録)

令和〇年〇月から同年〇月にかけて、私が〇〇公共職業安定所において行った職業相談記録等の窓口業務対応記録一式。

(参考) 労災給付にかかる主な調査内容

- ・業務上外の決定に係る調査
例：精神障害、脳血管疾患及び虚血性心疾患等、騒音性難聴、石綿による疾病等
- ・後遺障害の程度を認定するための調査
- ・遺族（補償）年金・一時金支給請求に対する調査
- ・第三者行為災害に係る調査
- ・移送費（通院費）支給の可否に係る調査
- ・休業（補償）給付請求に対する休業の必要性に係る調査
- ・平均賃金決定にかかる調査

